

四 行 二 令 ○
發 平 条 十 第 政 財
行 条 律 行 称 成 件 六 六 府 務
方 項 及 の 及 十 等 年 号 資 省 告
法 び 根 び 六 次 月 第 調 示
法 そ 抛 記 年 の 十 五 達 第

財政法（昭和二十二年法律第三百四号）第一項並びに特別会計に關する法律（昭和二十六年法律第一四項、第二十九条第一項及び第三十一条第一項並びに第三十六条第一項、第九十四条第一項及び第一百三十九条第一項、同条第十一項及び第一百三十五条第一項、第二項、第三項、第四項）に規定する事項並びに特例を除くものに就き、本法の規定によるものとする。

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	入 価 法 入 札 格 決 發 競 定 行 争 の
千 百 千 十 二 万 円 八 七 兆 円 百 万 三 十 八 千 一 千 百 億 七 八 九 百 十 千 五 七 八 十 億 百 円 二 万 千 六 四 千 百 八 五	額 五 額 面 千 面 金 万 金 額 円 額 で で 千 二 八 兆 百 三 十 千 百 二 千 億 円 八 十 七 億	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 圏 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の 。 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 一 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	振 替 單 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行	
込 期 日	札 參 加	所 支 払	償 還 額	還 期 限	入 債 競	債 札 市	格 競 價	格 日	
平 成 二 十 六 年 十 月 十 五 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ き を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う 、 期 つ 。 そ が 二 月 の 銀 百 円	額 面 金 額 を き 支 き 償 は 償 に う 、 期 つ 。 そ が 二 月 の 銀 百 円	償 當 た だ し と 、 六 年 に う 、 期 つ 。 そ が 二 月 の 銀 百 円	九 面 入 債 札 格 第 參 市 競 價 I	債 ・ 別 債 札 格 第 參 市 競 價 加 場	國 別 債 札 格 競 價 加 場	入 價 札 格 競 價 行 競 價 格	發 行 行 競 價 格 日
平成二十一年十月十五日				平成二十一年十月十五日				振替単位	
<p>十額の十額 平す額の振 九面応九面 成るの記替 錢金募錢金 二。整載法 八額価八額 十数又の 厘百格厘百 六倍は規 九円五円 年の記定 毛に毛に 十金録に つ以つ月 領はよ き上とき 十に、る 九の九五 よ最振 十そ十日 る低替 九れ九円 も額口 九れ九円 の面座 九れ九円 と金簿</p>									